

基本目標V 施策推進のための連携体制の強化

配偶者からの暴力は複雑な問題であり、一つの機関だけで対応することは困難です。幅広い分野にわたる関係機関等が、認識の共有や情報の交換から、具体的な事案に即した協議に至るまで、様々な形で効果的な連携がとれる体制の強化が必要です。

また、民間団体と緊密な連携を体制を整え、より効果的な施策の実施を図る必要があります。

【重点目標1】 関係機関との連携協力

配偶者暴力防止法において、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとされています。

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要です。

このためには、配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置や支援のためのマニュアルを作成し、関係機関の相互の協力の在り方をあらかじめ決めておくこと等が有効です。

また、地域に根ざしたきめ細かな支援を実施していくためには、被害者にとって最も身近な行政主体である市町村の役割が大変重要です。

平成19年の配偶者暴力防止法改正により、市町村に対し、基本計画の策定と適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことが努力義務とされました。

県は、広域的な観点から、市町村基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置をはじめ、緊急時における安全確保、関係機関等との連携、職員の資質向上等、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、市町村に対する助言や情報提供・市町村間における調整の支援を行っていきます。

【現在の主な取組】

- 「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を設置し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する課題について意見や情報の交換を行っている。

※構成機関： 県関係部署 警察本部 甲府地方法務局 各市関係部署
県医師会 県歯科医師会 甲府地方裁判所(オブザーバー) (男女共同参画課)

今後の取組

- 「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を開催し、意見や情報の交換を通じて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する問題に対する認識を共有し、連携の強化を図ります。（児童家庭課）
- 女性相談所は、被害者の自立支援のための連絡調整・支援体制について、市町村等関係機関の実務担当者を集めた実務者会議を開催し、自立支援の連携ネットワーク化を図るとともに、必要に応じ、具体的な事案に即した個別ケース検討会議を開催します。（児童家庭課）
- 配偶者暴力相談支援センターを中心として、保護については警察、学校、裁判所等との連携、自立支援については福祉事務所、市町村、公共職業安定所等との連携等、被害者の保護と自立支援のため、関係機関が相互に緊密な連携を図るよう努めます。（児童家庭課）
- 市町村における基本計画の策定及び適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにすることについて、様々な機会を捉えて市町村に対し働きかけるほか、市町村からの求めに応じ、国や県の取組その他についての情報提供や助言に努めます。
（男女共同参画課）（児童家庭課）
- 市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には、女性相談所は、市町村の配偶者暴力支援センターへの支援を行うとともに、県と市町村との役割分担など業務の調整に努めます。（児童家庭課）
- 市町村が実施する施策が円滑に進むよう、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関わる市町村職員に対し、被害者の人権や配偶者からの暴力の特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために必要な研修の機会を提供します。（男女共同参画課）

【重点目標2】 民間団体等との連携と協働

配偶者暴力防止法において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めることとされています。

配偶者からの暴力の防止及び自立支援を含む被害者の適切な保護は、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況に適切に対応するためには、配偶者暴力相談支援センターと民間団体とが必要に応じ、機動的に連携を図ることが必要です。

このため、日頃から、日常の業務の中で両者が情報を共有し、緊密な関係を構築していくことが必要です。

【現在の主な取組】

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談員研修開催の際、被害者を支援する民間団体の相談員等も参加対象とし、スタッフ養成への援助を行っている。(男女共同参画課)
- 被害者支援に取り組む民間団体と支援について、ケース検討会を開催するなど、被害者支援の上の連携を図っている。(児童家庭課)
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関しての講演会等を開催する際には、民間団体とも連携して企画や展示を行うなど、県民啓発活動の上でも連携を図るよう努めている。(男女共同参画課)

今後の取組

- 女性相談所は、被害者の保護と自立支援を図るために、必要に応じ、民間シェルターへの一時保護委託を行います。(児童家庭課)
- 女性相談所は、被害者の保護と自立支援を図るために、民間団体の状況の把握に努めます。(児童家庭課)
- 女性相談所が行う専門的な研修会や、関係機関を集めて行うケース検討会へ、民間シェルター関係者に参加してもらうなど、民間団体との連携に努めます。(児童家庭課)
- 「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を通じて、県医師会や県歯科医師会などの民間団体に理解と協力を求めていきます。(児童家庭課)
- 男女共同参画関係団体など、様々な民間団体と連携を図りながら、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に資する、より効果的な広報啓発を行っていきます。(男女共同参画課)
- 相談員等に対する研修については、配偶者からの暴力による被害者支援に関わる民間団体の相談員等とも連携を図りながら、より効果的なスタッフ養成の場となるよう工夫していきます。(男女共同参画課)

【重点目標3】 苦情の適切かつ迅速な処理

配偶者暴力防止法において、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護に関わる職員の職務の執行に関して、被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に対応するよう努めることとされています。

【現在の主な取組】

- 女性相談所と男女共同参画推進センターぴゅあ総合は、それぞれの機関における苦情処理要領に従い、苦情の申出に対し、適切かつ迅速な処理を行っている。(男女共同参画課)(児童家庭課)
- 警察職員の職務執行に関する苦情の申出に対し、適切かつ迅速な処理を行っている。
(警察本部)

【今後の取組】

- 関係機関は、申出のあった苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすよう努めます。
- 苦情処理に当たっては、それぞれの機関における苦情処理制度に則して、適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて、職務の執行の改善に反映するよう努めます。

【重点目標4】 調査研究の推進

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を適切に行うとともに、被害者の保護に資するため、調査研究が必要です。

今後の取組

○女性相談所は、被害者からの相談や保護の事例について、秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、それをもとに配偶者からの暴力による被害の実態を的確に把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立てます。（児童家庭課）

○加害者の更生のための指導について、国においては、加害者の更生の指導の方法としてどのようなものが有効であるか未解明な部分が多く、場合によっては被害者にとって非常に危険なものとなり得ること等に留意しながら、調査研究をしています。県においては、今後、国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努めます。（男女共同参画課）（児童家庭課）